

## 令和5年第12回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年12月8日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年12月8日 10時30分	開会宣言	縄田 緑			
	閉会 令和5年12月8日 11時00分	閉会宣言	縄田 緑			
付議案件	①議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 3 件 ) ②議案第44号 農用地利用集積計画(案)の決定について ( 22 件 ) ③議案第45号 農用地の買入協議に係る要請について ( 1 件 ) ④通知第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について ( 46 件 )					
出席及び欠席	出席 13名			欠席 2名		
議事録署名委員	4番	田子森 富雄	5番	中嶋 誠		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松尾 典子	庶務係長	犬丸 貴弘		
	主任主事	守上 諄				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	武田 陽一	○	9	田中 久	○
	2	山田 恵子	○	10	松尾 孝嗣	○
	3	嶋田 尋美	×	11	品原 勇二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井手 勇	○
	5	中嶋 誠	○	13	中村 由美	○
	6	藤島 進	×	14	縄田 緑	○
	7	添田 實	○	15	縄田 精二	○
	8	山崎 健一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	上臼井	中嶋 力	×			
	馬見	縄田 和博	○			

第 12 回嘉麻市農業委員会総会（令和 5 年 12 月 8 日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員 15 名中、欠席者 3 番 嶋田委員、6 番 藤島委員 2 名であり過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和 5 年第 12 回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしております農業委員会憲章と買入協議に係る資料と研修大会のご案内の 5 点です。ご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和 5 年第 12 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。今回より読み上げを再開いたします。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、4 番の田子森委員と 5 番の中嶋委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 43 号を議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

事務局 それでは 1 ページをお願いいたします。

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和5年12月8日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

議長 地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席の為、事務局説明をお願いいたします。

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、3件の申請が出ております。  
それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：551㎡ 計551㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (55)

申請人譲渡人：福岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (66)

譲受人耕作地 自作地：7,948㎡ 借入地：67,124㎡ 計：75,072㎡

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より利用権を設定していた農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま  
す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして  
いると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ペー  
ジに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号2番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号2

申請地：○○○○○○○○ 地目：田 他3筆 地積計：3,044㎡

申請人譲受人：嘉麻市○○○○○○○○ ○○ ○○ (73)

申請人譲渡人：嘉麻市○○○○○○○○ ○○ ○○ (80)

譲受人耕作地 自作地：3,044㎡ 借入地：0㎡ 計：3,044㎡

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の○○ ○○氏が、譲渡人であります○○ ○○氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして3ページに位置図、4ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号2番について、地区担当：縄田推進委員に説明をお願いいたします。

縄田推進委員 11月27日に○○ ○○氏より電話がありまして、○○ ○○氏所有の農地4筆を譲り受けるとのことでした。

理由といたしましては、今まで○○ ○○が管理しておりまして、○○ ○○氏は現在高齢であり目の障害もあるため農地を譲りたいということです。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号2番について、ご質問はございませんか？

田中委員 住所が同じであることについての説明をお願いします。

縄田推進委員 お兄さんが目の障害がありまして、35年間同居をされています。  
35年間、○○ ○○夫妻が管理をされておりましたが、○である○○ ○○氏に農地を譲りたいということで申請されております。

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：畑 地積：495 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (69)

申請人譲渡人：北九州市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (73)

譲受人耕作地 自作地：19,499 ㎡ 借入地：1,939 ㎡ 計：21,438 ㎡

権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、親類の譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして 5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議 長 審議番号 3 番について、地区担当：縄田推進委員に説明をお願いいたします。

縄田推進委員 11 月 6 日に〇〇 〇〇氏が私の家へ来られまして、〇〇 〇〇氏の畑 495 ㎡を譲り受けたいとのことでした。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。  
ここで推進委員の退席をお願いします。

副 会 長 続きまして、議案第 44 号を議題といたします。

番号 6 番について中嶋委員、番号 15 番について縄田会長、番号 17 番について田中委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、中嶋委員と縄田会長、田中委員の退席をお願いします

事務局

それでは、3 ページをお願いいたします。

議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

令和 5 年 12 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。

それでは 4～7 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定 新規 12 件 32 筆 46,470 m<sup>2</sup>、更新 10 件 27 筆 48,449 m<sup>2</sup>、計 22 件 59 筆 94,919 m<sup>2</sup>

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

副会長

本案について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声】

副会長

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

副会長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

ここで中嶋委員と縄田会長、田中委員の入室をお願いいたします。

議長

続きまして、議案第 45 号を議題といたします。

事務局

それでは、8 ページをお願いいたします。

議案第 45 号 農用地の買入協議に係る要請について

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定による斡旋の申し出について、同法第 16 条の規定により、公益財団法人福岡県農業振興推進機構による買入が必要と認められるので、嘉麻市長に対し買入協議の要請を行うため審議に付する。

令和 5 年 12 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

農用地の買入協議関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 外3筆 地目：田 地積：計9,507㎡

申請人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (72)

申請人耕作地 自作地：17,598㎡ 借入地：0㎡ 計：17,598㎡

事務局 本件は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による斡旋の申し出が令和5年11月20日に農業委員会に提出されましたが、同法第16条の規定による、公益財団法人福岡県農業振興推進機構による買入が必要と認められるので、嘉麻市長に対し買入協議の要請を行うことについてご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、7ページに位置図、8ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
本案について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
本案について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は嘉麻市長に対し買入協議の要請を行います。

議長 続きまして、通知第12号を議題といたします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。  
通知第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和5年12月8日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二  
今月は46件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております  
11～26ページに報告書を添付しております。以上でございます

議長 本件は報告のみでございます。  
最後に、会議次第5番、報告事項を議題といたします。  
事務局の説明を求めます

事務局 それでは27ページをお願いいたします。  
農地法第4条の規定により許可された農地転用について変更の届出がっております。  
本案件は、申請人の〇〇 〇〇氏が令和5年10月に県から転用許可のあった農地転用

計画を変更するものであります。住宅専用道路の位置のみの軽微な変更のため報告のみとなっております。資料の9ページから10ページに關係資料を添付しております。以上でございます。

議 長 本件は、報告のみでございます。

議 長 最後に、会議次第6番、その他に入らせていただきます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 次回総会の日程について、令和6年1月10日(水)10:30~となっております。  
次に別紙でお配りしています令和5年度福岡県農業委員会研修大会についてですが、1月19日(金)13:00~宗像ユリックスで開催されます。なお、研修大会終了後に新年会を予定していますので併せて出欠の報告をよろしくお願いたします。また11日月曜日から視察研修に参加される方は8時45分までに本庁舎1回ロビーにご集合ください。以上でございます。

議 長 委員さんの方から他に何かございますか？

山 田 委 員 先日11月13日、14日に九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会がございました。女性農業委員3名で出席しましたので、一日目の内容について少しご説明させていただきます。

食料・農業・農村基本法の見直しと農業委員会活動ということで全国農業会議所から説明がありました。

熊本県の農業委員による寸劇がありました。その後ワークショップがありまして

1月19日の研修大会の6番の内容、地域でわいわい語り合う最先端の方法  
こういった手法を持って、わたくしたち農業委員それぞれの立場で、食料と農地のために私たちにできることはなんだろう、女性の委員の視点を活かした農業委員会の活動方法、みな意見を広げる効果的な話し合いの方法など学びました。

山 崎 委 員 地域計画を来年度までに決めるということがありますが

5年後10年後だれがやっていくのかということは農業委員会が大きな責務を担っていると思いますが嘉麻市の状況がどういったものかということをお教えしてほしい。

事 務 局 地域計画の話し合いといったところで回答しますと、

もともと人農地プランの単位、農事区単位でプランを設定してまいりましたが、人農地プランの内容を充実させていくということと、地図の作成というところで農業委員会では現況地図と目標地図の作成を行っています。

まず11月くらいまでが農繁期ということもありまして、地域単位になるのか、全体になるのか決めかねておりますが、まず地域計画の説明を農家の方々にいたしまして、地域計画を先行して進めている農事区もございますので

もし許可がいただければ、そちらの事例をお話ししながら令和7年の3月末までの期



限となっておりますのでそれに向けて話し合いを進めてまいりますので  
農業委員さん、推進委員さんよろしくお願いいたします。

議 長 その他ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、令和5年第12回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

4 番委員

---

5 番委員

---